

学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業団

理 事 長 福原 紀彦

令和 8 年 標準報酬月額の時決定にかかる確認通知書について

令和 8 年標準報酬月額の時決定にかかる、貴校（園）所属加入者の本年 9 月からの標準報酬月額を別紙「確認通知書（2）」のとおり決定しましたので通知します。

確認内容によっては標準報酬月額改定等の届け出が別途必要になる場合がありますので、下記の事項を参照のうえ、該当する場合は至急所定の手続きをしてください。

後期高齢者医療制度に該当する加入者（75 歳以上の加入者及び 65 歳から 75 歳未満で広域連合から障害状態にあると認定された加入者）については、確認通知書に年金の等級及び標準報酬月額を表示していますが、後期高齢者医療制度に該当する 70 歳以上の加入者につきましては掛金等の徴収はありません。

記

1. 異動内容について

（1）「時決定」又は「時決定（年平均額）」

提出のあった『標準報酬基礎届書』により、標準報酬月額を決定した加入者です。

なお、3 か月とも無給又は休職給が支払われている、もしくは支払基礎日数が 17 日未満（短時間労働加入者にあつては 11 日未満）であった等の理由により、現在確認されている標準報酬月額と同額で決定している加入者も含まれます。

（2）「時決定不要者」

令和 8 年 6 月 1 日以後に資格を取得した人、及び令和 8 年 7 月又は 8 月に『標準報酬月額改定届書』により標準報酬月額を改定した加入者です。

（3）「時決定（保険者決定）」

学校法人等から『標準報酬基礎届書』の提出がなかった、又は記入が漏れていた加入者です（「時決定不要者」を除きます）。

※ 事務処理上やむを得ず、私学事業団が現に確認している直近の報酬月額で決定しています。

※ 至急『標準報酬基礎届書』を提出してください。報酬月額が「確認通知書」の額と同額であっても提出が必要です。

なお、次年度からは期日までに提出をお願いします。

2. 異動内容に***印の付いている加入者について（2等級以上の増減）

***印の付いている加入者については、従前に確認している標準報酬月額の基本となった報酬月額に比べて2等級以上の差が生じています。

※ 標準報酬月額改定についての詳細は、事務の手引（令和8年版）P84をご参照ください。

（1）この増減が次に該当する場合は、確認通知書のとおり処理されていますので

『標準報酬月額改定届書』の提出は不要です。

《非固定的給与のみの増減による場合》

固定的給与の増減がなく、超過勤務手当等の非固定的給与のみが増減し、2等級以上の差が生じた場合は不要です（年平均額による保険者決定を行ったことにより2等級以上の差が生じた場合も含みます）。

《欠勤又は部分休業による減額の場合》

欠勤又は勤務時間を短縮して就労する場合（例：育児短時間勤務）で、学校等の規程に基づき報酬が減額されたことによって、2等級以上の差が生じた場合は不要です。

《時給・日給制の勤務時間数等の変動による増減の場合》

固定的給与（時給の単価等）の増減がなく、勤務時間数等によって報酬が変動し、2等級以上の差が生じた場合は不要です。

（2）この増減が次に該当する場合は、標準報酬月額改定の手続きが必要となります

ので、『標準報酬月額改定届書』を提出してください。

《固定的給与が増減した場合》

昇・降給等により固定的給与（基本給、扶養手当、通勤手当等）が増減した場合は、増減した月から3か月を算定基礎月として、『標準報酬月額改定届書』を提出してください（例：4月に昇給し、その報酬が4月から支払われる場合、算定基礎月を4月・5月・6月としてください）。

※ なお、資格を取得した月を算定基礎月に含む標準報酬月額改定はできません。

4月から5月に資格取得した加入者で***印が付いている場合、以下の①～③等が考えられます。

① 非固定的給与のみの増減であった

資格取得時に報告した超過勤務手当等の非固定的給与の見込み額が当初の額より増減した場合は、訂正等の届出は必要ありません。

② 資格取得時に報告した報酬月額が誤っていた

資格取得月から正しい金額で支払われていながら、誤った金額を『資格取得報告書』に記入していた場合は、『報酬月額訂正申出書』で資格取得時報酬の訂正を申し出てください。

③ 資格を取得した翌月以降に取得月に遡って差額分を支給(控除)した

差額支給(控除)のあった月を変動月とし、変動月から継続した3か月の報酬(差額を除く)の平均額が、資格取得時の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて2等級以上の差がある場合は、『標準報酬月額改定届書』を提出してください。

《遡ってベース改定等があった場合》

遡ってベース改定等が行われ、その差額が5月に支払われた場合は、『標準報酬月額改定届書』の算定基礎月を5月・6月・7月として、また、その差額が6月に支払われた場合は、算定基礎月を6月・7月・8月として、3か月の報酬（差額を除く）の平均額が従前に確認されている標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて2等級以上の差が生じている場合は提出してください。

標準報酬月額の設定が必要なとき

業務部 資格課

標準報酬月額は、資格取得時に決定した後、毎年1回の定時決定で見直します。ただし、次の場合は標準報酬月額の設定届が必要となります。このフローチャートは私学共済ホームページにも掲載しています。ダウンロードして活用してください。



3. その他の留意事項

- ① 金額の記入を誤った、手当を含めずに報告した等、今回確認された内容に誤りがある場合は、『報酬月額訂正申出書』にて訂正を行ってください。
- ② ベース改定等差額支給が7月以降にあった場合は、定時決定の訂正は必要ありません。ただし、原則として差額支給のあった月を変動月とし、変動月から継続した3か月の報酬の平均額が、定時決定で確認された標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて2等級以上の差がある場合は、『標準報酬月額改定届書』を提出してください。
- ③ すでに退職しているにもかかわらず確認通知書に加入者氏名が記載されている場合は、令和8年8月14日現在『資格喪失報告書』が未提出であると思われます。確認のうえ未提出の場合は至急提出してください。
- ④ 『標準報酬月額改定届書』『報酬月額訂正申出書』『資格喪失報告書』は、私学共済ホームページからダウンロードするか、私学事業団にご請求ください。なお、『標準報酬月額改定届書』『資格喪失報告書』はe-Gov 電子申請でも提出が可能です。

※ 標準報酬月額は、掛金等及び給付（休業給付、年金等）の算定基礎となる重要なものです。報告漏れや報告に誤りがあると様々な不利益が生じますので、ご注意ください。

※ 同封の加入者用「確認通知書（2）」は必ず加入者にお渡しください。

《75歳以上の教職員等の報酬の報告及び資格喪失の届出を忘れずに》

75歳以上の「特定教職員等」の人について、掛金等が発生しないため『標準報酬基礎届書』や『賞与等支給報告書』等の報酬の報告、退職した際の『資格喪失報告書』が未提出になっているケースが見受けられます。

在職中の場合は、報告された報酬や賞与額を基に年金の支給額を計算します。また、退職（資格喪失）すると在職中で支給停止となっていた年金が支給されることとなります。このため届出が漏れると誤支給や未支給につながり当該加入者に不利益が生じることとなります。

今回送付する確認通知書の異動内容において、「定時決定（保険者決定）」と記載がある方は、『標準報酬基礎届書』の提出又は令和8年8月14日現在『資格喪失報告書』が未提出であると思われます。記載内容をご確認のうえ、適正なご報告をよろしくお願いいたします。